

広島県建築物防災週間(令和5年度上期)について

1 要旨・目的

県及び各特定行政庁の指導等により、既存建築物に対する適正な維持保全を目的とする。

2 現状・背景

建築物防災週間は、広く一般の方々を対象に、建築物に関連する防災意識の普及や防災関係法令・制度の周知を図り、建築物の防災対策の推進を目的とした強化期間として、全国的に年2回実施している。

3 概要

(1) 実施主体

県、広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市、廿日市市
(建築確認事務等を行っている県及び8特定行政庁(県は、8市以外の市町を管轄))

(2) 実施期間

令和5年8月30日(水)から令和5年9月5日(火)まで

(3) 場所

広島県全域

(4) 実施内容

ア 防災査察の実施

建築基準法に基づく定期報告について、未提出・未是正となっている建築物を重点対象として消防部局と合同で防災査察を実施し、改善の必要があるものには指導を行う。

イ 建築物防災相談窓口の開設

各建設事務所建築課内、広島市各区役所建築課内、広島市以外の各特定行政庁建築指導主管課内に建築物防災相談窓口を開設し、既存建築物に対する適正な維持保全の指導や防災に関する相談を受ける。

ウ 広報

- (ア) 懸垂幕の掲示
- (イ) 実施主体各市の広報誌への掲載
- (ウ) 啓発用パンフレットの配布(各実施主体の窓口での配布)
- (エ) 広島県ホームページへの掲載

エ 建築物防災講習会の実施

建築物の所有者や管理者を主な対象として、解体等工事における石綿の飛散防止対策や消防用設備等の防災ポイント、建築基準法の防火・避難規定等に係る講習をライブ配信する。

実施日時：令和5年9月6日(水) 13:30~16:00

プログラム・申込み方法：別紙1参照

建物の安全管理は、 所有者の**義務**です。

オンライン開催

LIVE配信

受講料
無料

建築物の防災講習会

定員 200名

建築物の所有者や管理者の方を主な対象として、建築物の安全性を確保するために是非ともご確認いただきたい建築基準法に基づく定期報告制度の概要や、定期的な調査・検査の重要性、防災のポイントなどに関する講習会を開催します。

受講対象者

定期報告の対象となる建築物^{※1}の
所有者・管理者^{※2}及び、
定期報告業務に携わる方

※1 病院、百貨店、ホテル、飲食店などの多くの方が利用される一定規模以上の建築物です。

※2 定期報告対象外の方なども受講可能です。

日時

令和5年 9月6日(水)

13:30～16:00 (予定)

●受付13:10からログイン可能

プログラム

1 建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策

講師：広島県環境県民局環境保全課

●大気汚染防止法の改正による規制強化の概要 ●建築物の所有者・管理者等の責務

2 消防用設備等の防災ポイント

講師：呉市消防局予防課

●火災等の事例紹介 ●消防用設備等の点検・維持管理

3 建築基準法の防火・避難規定

講師：呉市都市部建築指導課

●防火・避難規定のポイント ●リフォーム工事における法定ポイント

4 定期報告制度の概要

講師：広島県土木建築局建築課

●定期報告制度の概要と罰則規定 ●公表している定期報告書の提出状況

申込み方法

受講希望の方は、右記QRコードの受講申込フォームまたは広島県ホームページからお申込みください。開催日までに、参加用のURLを、メールにてお送りします。

広島県ホームページ



申込期限／令和5年8月30日(水)まで

広島県建築安全安心マネジメント推進協議会